

土木施設小規模補修工事等の包括民間委託の試行について

全県において実施している道路施設の小規模補修工事等に係る民間委託を、河川、砂防及び都市公園施設を含めた包括民間委託とし、令和4年4月から一部地域で試行導入します。

1 導入の経緯

- 河川等の小規模補修工事（緊急に対応すべき応急工事）の対応は、日毎に割り振られた当番業者に発注を行っていますが、大規模な災害時における緊急対応に課題がありました。
- 土木施設の維持補修の方向性として、地域のJV等が効率化を図りながら安定的に工事の施工が行えるよう、複数業務を組み合わせるなどの包括的な民間委託が求められています。

2 導入の効果

- 地域に精通したJV（建設共同企業体）が地域の施設を一体的に現場対応することができ、迅速かつ効率的な緊急対応が可能となります。
- 複数業務により施工体制が安定的に確保され、地域の持続的な維持管理が可能となります。
- 受発注者ともに事務の簡素化・効率化につながります。

3 試行の進め方

- 河川等の当番登録を行っている業者が、すべて既存JVに加入している、若しくは加入する見込みのある地域から試行導入します。
- 試行地域は各建設事務所と地域の建設業者（既存JVや当番登録業者）との意見交換を行いながら決定していきます。
- 試行開始後、建設業者との意見交換や課題の検証を継続的に行い、段階的に試行地域を拡大していきます。

4 その他

- 総合評価落札方式における小規模補修工事当番登録等（JV含む）の加点は令和4年3月をもって廃止します。
- 不明な点等ございましたら、所管する建設事務所維持管理課、若しくは建設部建設政策課技術管理室（電話 026-235-7323）までお問合せください。